

志賀原子力発電所 1号機の高経年化対策に関する 原子炉施設保安規定変更の認可について

2023年7月24日
北陸電力株式会社

本日（7月24日）志賀原子力発電所原子炉施設保安規定^{※1}（以下、「保安規定」）の変更について、原子力規制委員会から認可書を受領しましたので、お知らせします。

志賀原子力発電所 1号機が2023年7月30日に運転開始から30年を迎えることから、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則^{※2}」および「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド^{※3}」に基づき、高経年化技術評価^{※4}を行い、評価の結果から策定した長期施設管理方針を保安規定に反映するため変更認可申請を行いました。（2022年7月25日お知らせ済み）

本日、上記申請について、原子力規制委員会から認可書を受領しました。

以上

※1 保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

※2 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

原子炉の運転を開始した日以後30年を経過する日までに、原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器および構造物について、経年劣化に関する技術的な評価（高経年化技術評価）を行い、この評価結果に基づき今後10年間に実施すべき原子炉施設についての施設管理に関する方針（長期施設管理方針）を策定することなどが定められている。

※3 実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド

発電用原子炉設置者が高経年化対策として実施する高経年化技術評価および長期施設管理方針に係る基本的な要求事項を規定しており、運転開始以後28年9月を経過する日から3月以内に保安規定の変更認可申請をすることなどが定められている。

※4 高経年化技術評価

原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器および構造物に発生しているか、または発生する可能性のあるすべての経年劣化事象の中から、高経年化対策上着目すべき事象を抽出し、これに対する機器・構造物の健全性について評価を行うとともに、現状の施設管理が有効かどうかを確認し、必要に応じ、追加すべき施設管理項目を抽出すること。